

令和 7 年 3 月 6 日
指 導 部

令和 7 年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択について

- 1 学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書（以下「附則 9 条本」という。）の採択
東京都教育委員会は、附則 9 条本の使用が必要であると判断した都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。以下「各学校」という。）からの報告に基づき、図書内容及び各学校による選定状況等を総合的に判断し、令和 7 年度に各学校で使用する事が適当な附則 9 条本を採択する。

2 各学校における附則 9 条本の選定状況

（1）都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）（105 課程）（別紙 1）

教科	図書種類数	教科	図書種類数
国語	18	農業	5
地歴・公民	4	工業	29
数学	5	商業	9
理科	2	水産	8
保健体育	4	情報	8
芸術	29	福祉	19
外国語	124	国際バカロレア	17
家庭	27	その他	10
		合 計	318

上記のほか、都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）（233 課程）において、「人間と社会」1 種類を選定

（2）都立特別支援学校（高等部）（51 校※）（別紙 2）

教科	図書種類数	教科	図書種類数
国語	37	道徳	8
社会	17	家庭	39
数学	16	情報	35
理科	11	工業	4
保健体育	22	福祉	7
芸術	49	職業	52
外国語	25	その他	7
		合 計	329

※ 肢体不自由教育部門及び知的障害教育部門の併置校並びに肢体不自由教育部門及び病弱教育部門の併置校は、教育部門ごとに 1 校としている。

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書（附則9条本）の選定・採択方法

1 附則9条本とは

学校教育法附則第9条第1項に規定する、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の発行されていない各教科・科目等で、主たる教材として使用する教科用図書（以下「附則9条本」という。）である。

都立学校では、学校設定科目の中国語やフランス語などの外国語のテキスト、工業等専門教科の実習向けの図書や専門書、特別支援学校で使用する絵本などを附則9条本として取り扱っている。

2 附則9条本の採択に当たっての留意事項

- （1）採択は、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行う。
- （2）都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。以下「各学校」という。）が選定した附則9条本を調査し採択する。
- （3）各学校の生徒の実態等を十分配慮する。

3 各学校における附則9条本の選定

附則9条本の使用が必要であると判断した各学校において、東京都教育委員会の採択に先立ち、校長の責任と権限の下、次の事項に留意し、附則9条本の選定を行った。

- （1）附則9条本として使用する図書の検討及び適正な選定を行うため、各学校が設置する教科書選定委員会で十分に協議し検討した。
- （2）校長は、附則9条本の選定に当たっては、教育課程に位置付けられた教科又は科目で使用する事が明確であり、かつ以下の要件を備えるものを選定するため、使用する図書の内容・構成について調査した。
 - ア 内容が正確中正であること。
 - イ 学習の進度に即応していること。
 - ウ 表現が正確適切であること。
 - エ 保護者の経済的負担が過度にならないこと。
- （3）校長は、図書の調査結果及び生徒の実態等を踏まえて、最も適切な附則9条本を選定した。
- （4）校長は、附則9条本の選定後、所定の様式に図書の概要及び選定理由等を明記し、教育庁指導部に報告した。

4 附則9条本の調査及び選定結果の審査

教育庁指導部において、各学校が選定した附則9条本について、各学校の教育課程に位置付けられた教科・科目の主たる教材として、原則としてその内容の全部について、年間を通して授業することができるものが選定されているか、当該図書の内容及び構成を調査するとともに、各学校の選定結果の審査を行った。

第二十一号議案

令和七年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書の採択について

令和七年度に都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）で使用する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書（附則九条本）について、別紙一及び別紙二のとおり採択する。

令和七年三月六日

東京都教育委員会

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十条第六号の規定に基づき、令和七年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用の学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する必要がある。